

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積
別紙一覧のとおり			別紙図面参照	

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。自動更新なし。

3 設置する自動販売機（飲料）の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

別紙一覧のとおり。

② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

(2) 環境対策（食品系販売機を除く。）

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」又は「販売傾向」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など、現に消費電力量の低減に資する技術等導入機種であること。

② ノンフロン

ノンフロンを冷媒（二酸化炭素又は炭化水素）として採用したノンフロンタイプの機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会）を遵守した措置を講じること。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で自動販売機脇又は飲食を認められた休憩スペース等に設置する。設置面積に限りがある場合はこの限りでなく、設置公所と協議の上設置する。屋外に設置する場合にあっては、強風対策をすること。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 収容容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

②使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づき適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障等の連絡時には即時対応する。

(6) 社会貢献への取り組み

①屋外設置の場合、住所案内、緊急事態対応用に住所表示ステッカーを貼付すること。

②募金付き自動販売機の設置を妨げないが、その旨をステッカー等で周知すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類及び食品を除く飲料（栄養補助食品は可能）とし、販売品目は設置公所に確認すること。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以上の値段で販売せず、各希望販売価格は別紙一覧のとおりとする。

5 貸付料

最高落札価格とする。

6 電気料等

設置事業者が自ら設置したメーター（平成4年法律第51号計量法に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、秋田県が別に定める算出方法により計算した額。

子メーターの設置を原則（水道水のメーターは必置）とするが、やむを得ない事情により電気を計測するメーターを設置できない場合は、以下のとおりとし、双方の協議により契約当初又は年度当初に一括納入ができる。

＜電気使用料＞ 自動販売機の定格消費電力に基づき、秋田県が別に定める算定式により計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては設置公所の指示に従うこと。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して設置公所の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

設置公所の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 設置公所の責に帰することが明らかな場合を除き、設置公所はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。